

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
政策の名称	法的関与要件に交付金事業を追加
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評価実施時期	平成23年8月2日(分析対象期間:改正法の施行後10年を目途として見直しを行う期間を想定。)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	環境影響評価法の対象となる事業種及び規模の事業が交付金の交付対象となる可能性があり、事業内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途がある交付金を指定することで、事業に係る環境保全について適切な配慮がなされることを確保する。
内容	環境影響評価法の対象となる事業種及び規模の事業が交付金の交付対象となる可能性があり、現行法において規定されている法的関与要件に該当しないもので、かつ事業内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途がある交付金を指定する。
関連条項	改正法第2条第2項第2号ロ、改正令第4条
必要性	地方の裁量を高めるため補助金が交付金化されつつある中、従来は補助金を用いて行われる事業であったため法対象となっていた事業が、補助金の交付金化により法対象事業ではなくなることが考えられ、適切な環境配慮の確保ができない可能性があるため、これに対応する必要がある。
費用	
遵守費用	環境影響評価法に定める法対象事業の要件に合致する場合、事業者が環境影響評価手続を実施することとなる。しかし、仮に本改正が行われない場合にあっては、各地方公共団体の条例による環境影響評価手続の対象となることが見込まれることから、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
行政費用	環境大臣、交付決定権者及び地方公共団体による環境の保全の見地からの意見提出及び交付金の交付の決定に際する交付決定権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
その他の費用	特になし
便益	交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。

想定される代替案		
代替案①	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者が自主的に環境影響評価手続を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
便 益	事業者が自主的に環境影響評価手続を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。	
代替案②	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p>本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、特筆すべき追加的な負担を生じさせることなく、交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。</p> <p>代替案においては、現行法においても自主的な取組は可能であるが、自主的に環境影響評価手続を行わなかった場合、環境の保全の観点からは重大な損失を被る可能性が大きく、仮に重大な損失が生じた後の回復措置等に要する費用は計り知れないほど大きくなり得る。法による義務化を通して、法の対象とする規模の事業については一律手続を課すことで、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。</p>		
有識者の見解その他の関連事項		
<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「今後交付金化の動きが拡大する可能性もあることを考慮し、補助金と交付金の違い等も考慮しつつ、交付金の交付対象事業についても法対象とできるよう対応が必要である。」と明記されている。</p>		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定められている改正法の施行後10年を経過した場合にあわせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 】

規制の内容	法的関与要件に交付金事業を追加		
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8235 E-mail：sokan-hyoka@env. go. jp		
評価実施時期	平成23年8月2日 (分析対象期間：改正法の施行後10年を目途として見直しを行う期間を想定。)		
規制の目的、内容及び必要性等	法が対象とする事業の条件である許認可等による国の関与（以下「法的関与要件」という。）には、補助金の交付を受けて行う事業が含まれているものの、交付金の交付を受けて行う事業は対象事業に含まれていない。補助金が交付金化されつつある中、従来は補助金を用いて行われる事業であったため法対象となっていた事業が、補助金の交付金化により法対象事業ではなくなることが考えられ、適切な環境配慮の確保ができない可能性があるため、これに対応する必要がある。		
	関連条項	改正法第2条第2項第2号ロ、改正令第4条	
想定される代替案	代替案① 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	環境影響評価法に定める法対象事業の要件に合致する場合、事業者が環境影響評価手続を実施することとなる。	事業者が自主的に環境影響評価手続を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。	
(行政費用)	環境大臣、交付決定権者及び地方公共団体による環境の保全の見地からの意見提出及び交付金の交付の決定に際する交付決定権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなる。	新たに発生する費用はない。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。	当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、特筆すべき追加的な負担を生じさせることなく、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。</p> <p>代替案においては、自主的に環境影響評価手続を行わなかった場合、環境の保全の観点からは重大な損失を被る可能性が大きい。法による義務化を通して、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成22年2月22日）において、「今後交付金化の動きが拡大する可能性もあることを考慮し、補助金と交付金の違い等も考慮しつつ、交付金の交付対象事業についても法対象とできるよう対応が必要である。」と明記されている。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>改正法の附則に定められている改正法の施行後10年を経過した場合にあわせてレビューを行うこととする。</p>
<p>備 考</p>	<p>特になし。</p>